神聖ローマ帝国大使の見たヘンリー八世の離婚問題

—Eustache Chapuys の書簡を用いて—

髙 梨 久 美 子

はじめに

数多くなされている。しかしこの訴訟の相手側の大使がイングランドの政策をどのように受け止め、 だけの問題ではない。 やかではあるが寄与することをめざしたい。さらに付け加えるならば、ヘンリーの離婚問題をイングランド教会のローマ 経過の確認手段として、 国内ではどのような動きがあったのか、またどのような政策が王や顧問官たちによって遂行されたのかについての研究は グランドをヨーロッパ史の枠組みで考える上で避けては通れない作業ではなかろうか。本稿では、そのような試みにささ ランド国内の事実経過を可能な限り正確に明らかにすることに力を注いできた。イングランド国外の史料は、 いうことに関する研究は管見の限りでは見当らない。従来のイングランド史研究は、ヘンリーの離婚に関係する、イング 五三〇年代初期、 関係する国々が、この問題をどのように受け止めて対処しようとしたのかを検討することは、 ローマ教皇庁でヘンリー八世 Henry VIII の離婚訴訟の審理が行われていた。その間、イングランド 副次的に用いられるに過ぎなかった。しかしながら、ヘンリーの離婚問題は、 本国に伝えたのかと イングランド一国 国内の事実 イン

を考える上でまた別の新しい視点を示すものと思われる。

ちは、 ていた。しかしメディチ家出身の教皇は、フランスとの関係をも重視したいと望み、当時フランス王と良好な関係にあっ れていた。 からの正式な委任状なしには王がローマに出頭しない理由を述べに入廷することすら許されない状態であった。 訟は一五三〇年一〇月からは教皇庁控訴院 Rota で審理されるようになっていたが、控訴院はあくまでもこの訴訟は の離婚訴訟の相手側であるキャサリン・オブ・アラゴン Catherine of Aragon を擁護する在ローマ神聖ローマ帝国大使た マで審理されるべきであると主張し、それ以外の地での審理を認めようとはしなかった。そしてヘンリーの弁護 ヘンリーの離婚前年の一五三二年当時、 この訴訟に迅速に判決を下すことを教皇クレメンス七世 Clemens VII に常に強いていた。教皇は皇帝側に強く脅さ 皇帝側はヘンリーが委任状を出さない以上、教皇が最終判決を下す以外にこの離婚問題の解決はないと主張し ローマでの離婚訴訟に於いてヘンリー側は不利な状況に置かれていた。 ヘンリー この訴 口 王

なからぬ影響を与えたものと考えられる。そしてそれはまたローマでの離婚訴訟の行方にも作用を及ぼしたことであろう。 帝カール五世 Karl V に伝えたイングランドの情報は、皇帝や皇帝の顧問官たちが対イングランド政策を決定する際に少 六世紀は西ヨーロッパの君主たちが、常駐外交制度を採用し始めた時期でもあった。 ローマでの離婚訴訟がこのような状態にあった時、イングランド在住の神聖ローマ帝国大使がキャサリンの甥である皇 たイングランド王の離婚訴訟に判決を出すことを躊躇し、この訴訟はローマで膠着状態に陥っていた。

討し、 る。 スタッシュ・シャピュイ Eustache Chapuys が皇帝に宛てた書簡を用いて、 本稿では一五二九年から一五四五年まで在イングランド神聖ローマ帝国大使としてヘンリー八世の宮廷に遣わされたウ シャピュ シャピュイが果たした帝国大使としての役割を探りたい。そこで一五三三年前半シャピュイが、イングランドの国 の書簡を分析することにより、 イングランド内の視点でなく外国人の目から見たイングランドの政策を検 帝国大使が見たヘンリーの離婚問題を考察す

この間シャピュイが皇帝に宛てた書簡(全一七通)並びに、皇帝が帝国大使たちに与えた指令の書簡(全四通)から探る として本国に伝えたのかを特に取り上げて考察したい。またその情報を受けた後の帝国の対イングランド政策は 制史研究上重視されている上訴禁止法 Act in Restraint of Appeals 制定についてどのような面で注目しながら、それを情報 ものであったのかを見てみたい。時期は上訴禁止法制定前後六ヶ月間に限定し(一五三三年一月から一五三三年六月まで)、

語翻訳されてはいるが、抄録の形で載せられている帝国側の史料を補助として用いた。なお本文中()が多く付加され Calendar of Letters and Papers, Foreign and Domestic, of the Reign of Henry VIII(以下 Letters and Papers と略す)に同じく英 Simancas and elsewhere(以下 Spanish Letters と略す)に英語翻訳され、収録されている活字史料を主に用いた。また ている。これは筆者によるものである。 Letters, Despatches and State Papers, relating to the Negotiations between England and Spain, preserved in the archives at 本稿は暗号文を多く含むシャピュイの書簡をオリジナルを用いて論じることができなかった。そのため Calendar of

第一章 一六世紀の外交官について

第一節 一六世紀の外交官に関する研究

ーの主たるテーマは一五世紀からの二世紀に亘る駐在外交の発達である。ルネサンス外交の研究に於いて彼は多大な貢献 macy が生じ、発達し、それが徐々に西ヨーロッパの諸政府によって広い範囲で受容された過程を辿った。マッティンリ マッティンリー G. .Mattingly は Renaissance Diplomacy の中で一五世紀にイタリア諸都市の中で駐在外交resident diplo-

この二つの史料に収録されているシャピュイの書簡そしてヴェネチア大使から総督に宛てた書簡を用いて著している。(4) and Spanish diplomacy in England (1488-1536) 策に対するシャピュイの視点の検討はしていない。そしてまたマッティンリーはキャサリン・オブ・アラゴンの離婚史を リーはシャピュイの書簡をヘンリー八世の離婚問題により生じた出来事を把握するために用いており、 した。これはシャピュイの研究を行うに当たって、その基礎となる貴重な研究である。しかしこの書に於いてマッティン(⑶ Papers を用いてシャピュイの大使としての活動と五〇年間に亘るイングランドにおけるスペイン外交についての研究を 個々の外交職の発達に関する詳しい分析はしていない。マッティンリーはまた博士論文 Eustache Chapuys の中で帝国大使シャピュイの経歴を考察し、Spanish LettersやLetters and イングランドの政 お茶の水史学 49号 40

彼の研究対象はイングランド大使に限定されており、神聖ローマ帝国大使を扱ってはいない。 駐在大使職へと移っていった事を示した。マクマーホンの考察は一六世紀の大使職に関する研究に多くの示唆を与えたが、 たちを派遣された地域別、年代順にリストアップし、ヘンリー八世即位後大使職の重点が一時的な特別大使職から徐々に Ambassadors of Henry VIIIのなかで、テューダー朝のイングランド外交職に関する研究をした。マクマーホンはヘンリー 八世治世期に書かれた外交公文書をオリジナルの写本とともに Letters and Papers を用いて分析した。そして当時の大使 在外交の発達に関する詳しい分析を行ったのはマクマーホン L.MacMahon である。 マクマーホンは 博 士

これも先の書と同様、これらの史料をキャサリンの離婚の事実経過を知るために用いている。

改革の真の歴史を発見したいと考えた。これは一九世紀当時、宗教的党派心でしか語られなかったヘンリーの離婚問題を Catherine of Aragon の中で行なわれている。フルードは主として Spanish Letters を用い、Letters and Papers で補いつつ、 ードはイングランド内の史料ではなく帝国側の史料を用いてヘンリー八世の離婚の経過を明らかにし、イングランド宗教 キャサリンの離婚史を著した。 フルードはイングランドで新しく公刊された帝国大使たちの急送公文書を用いた。 国大使たちの書簡を用いた考察について言えば、それは既に一九世紀にフルード J.A.Froude のThe Divorce of フル

で編み出されたと見てよいだろう。本稿では帝国大使たちの諸書簡の中でシャピュイの書簡に注目し、 ドの描く離婚史は、彼自身語るようにブリテン帝国の礎を築いたイングランド宗教改革を賛美するといった歴史観のもと グランド内のこの離婚問題の経過を辿ることであり、一人の帝国大使がどのような視点からイングランドの出来事を観察 イングランド外からの観点を踏まえて考察した貴重な試みであった。 の離 情報としてそれを皇帝に伝達したのかということに関する考察を行ってはいない。そして一九世紀人であったフルー 婚問題に対する視点を考察したい。 しかしフルードの試みは帝国側の史料を用 シャピュイのヘン

第一 一節 一六世紀の神聖ローマ帝国大使について

1)

びネーデルラント問題担当官に、そしてコボスをスペイン、イタリア問題担当官に任命した。 de los Cobos にグランヴェルを補佐させた。 皇帝は重要な外交上の決断を必ず自ら下したが、日常的な業務はすべてガティナーラの手を通してなされていた。 守的なものであったと言われる。 グランヴェル Nicolas Perrenot de Granvelle であった。皇帝はアンダルシア人フランシスコ・デ・ロス・コボス Francisco ナーラの死後外交担当を継承したのは、ガティナーラの側近であったフランシュ・コンテ出身のニコラ・ペルノー ナーラMercurino da Gattinaraのもと皇帝の外交体制が整えられ、その体制は皇帝の治世中変えられることはなかった。 オブ・アラゴン Fernando of Aragon であった。 ェルナンドによって設立されたスペインの外交ネットワークを継承した。 ッティンリーによれば、 一五世紀前半にイタリアで発達した常駐外交制度を初めて採用した君主は、フェルナンド 一五一八年から一五三〇年の間大法官であったピエモンテ人メルクリー 一五三〇年以降皇帝は事実上二人の外務大臣を持ち、 カール五世はスペイン王(カルロス一世)になった時 皇帝の外交政策は基本的に静的で防衛的かつ保 グランヴェルを帝国及 (一五一六年)、フ ダ・ガティ ガティ . ド

またフランス戦略の上から言っても決定的に重要な地であった。イングランドとの同盟は皇帝が手にしえる最強のカード はイングランドと古くから心情的にまた商業上結びついていた。その上イングランドは両地域間の海上交通の要所であり、 皇帝にとって最も大切かつ困難を伴った外交職はイングランドの大使職であったようである。スペインやブルゴーニュ

であったらしい。

ると、 を大使に任命することを皇帝に進言したのであった リンの助けになることもなく、激しやすい彼は皇帝にイングランドへの侵略を促すばかりであった。スペイン人もブルゴ りもイングランド大使として適していると判断したようである。 Bernardino de Mesa であり、 ーニュ人もイングランド大使として適格ではないと判断し、 の上既にヘンリーの離婚問題が生じていたので、皇帝はキャサリンの同国人であるスペイン人のほうがブルゴーニュ人よ ルラントからの特別使節によって補われていた。ヘンリ―やウルジーはネーデルラントの商業上の利欲に憤っていた。そ イニゴ・デ・メンドサ Don Inigo de Mendoza と交代させられたが、交代に伴う駐在大使の不在期間には大使職はネーデ けており、またトーマス・ウルジー Thomas Wolsey との交渉力に於いても劣っていた。ド・プレはスペイン貴族ドン・ ったド・プレは北フランス侵略の連絡官として有用であるとの判断からであった。しかし実際はド・プレは辛抱強さに欠 (ール五世の最初のイングランド大使はフェルナンド時代からのエルネ Elne 司教ベルナルデイーノ・デ・メ 皇帝は年老いたメサをルイ・ド・プレ Louis de Praëtと交代したのであった。ブルゴーニュの高貴な若い軍人であ メサはイングランドとの同盟を確保するのに大いに尽力した。しかしこの同盟が締結され ガティナーラは皇帝の世襲地外の出身者であったシャピュイ しかしメンドサは大使館に定住しないばかりか、 キャサ

第二の仕事はそのようにして集められた情報を調査、 の情報 六世紀の帝国 の収集であった。 の駐在大使の仕事は 大使は情報のネットワークを作り、 他の国の大使の仕事と特に変わることはなかった。(8) 分析し、急送公文書の形に整えることであり、 賄賂を用い、また諜報機関を利用して情報の収集に努めた。 当時の大使の それは大使自らが行 仕事の第 は 任国

外交政策の立案に携わるようになった。その上駐在大使は任国に儀礼を示すことが求められ、 行う任務が加わったが、 る最上の方法であった。 はあるが、 になってしまう危険性があるし、 に応じて選択すること、また暗号を用いて通信文を作成することが大使達に委ねられていたのであった。急送公文書の を始めると同時に、 時間がかかること、 う仕事であった。 人の従者や大使自身の職員に託することである。 付方法としては次の三つが考えられた。 クに対する防御策をとることを本国から指示されていた。 の代理として務めなければならなかった。 また以上のような任務の他にも駐在大使の仕事は一六世紀中に増加した。 それには安全面での問題があった。 そして大使が彼らの指示に従わない時は大使の急使を止めさせ、 迅速性に欠けていた。 第三はその急送公文書を本国に送付することであったが、 経費がかかることそして書簡の内容の秘密が保持されにくいことであった。 ウルジーやガティナーラはそれに対する対抗策をとった。ウルジーたちは他国の大使の行動に不審を それはかつて特別大使に委ねられていたことであった。 しかし以上のいかなる手段も絶対に安全といえるような方法ではなかったことは確かである。 ③大使の本国に帰国する商人に送付を依頼するよう説得すること。 また人的不足の問題があった。 ①大使は本国政府の急使をできるだけ用いること。 ②商人たちによる送付サービスを用いること。これは任国の外交嚢より安全で そしてまた駐在大使の心得として欠かせないことは、 しかしこれは迅速性と安全性の確保はできても送付の事実が周知のもの 急送公文書の送付に最も安全であると思われる方法をその状況 大使達は任国政府の外交嚢 pouch を用いることもでき 急送公文書を開封した。 これにはいくつかの困難が伴った。 駐在大使の重要な仕事として国家間 一六世紀には駐在大使は特別大使以上に また帰国 大使は 大使達もそのようなリス 駐在大使が情報収 他国の使節との交際の際 後式の これは内密に送付す 一の旅につく大使の主 際本国 の交渉を 1の君主 集活 送 動

に大使の君主の尊厳を守ることであった。

第三節 帝国大使シャピュイの経歴、使命、情報源、書簡について

はシャピュイを一六世紀の外交官たちの中で重要な人物として評価した。二人の研究をもとにするとシャピュイの経歴ま シャピュ イの 人物像に関する研究は、 マッティンリーやリッツ J.-G.Ritz によってなされている。(១) 特にマッティンリー

た大使として受けた使命は以下の通りである。

った。 ルーヴァンに大学学寮を創設した。 が生じていたイングランドに神聖ロ 問官として皇帝に仕えるようになった。そして一五二九年九月ガティナーラとグランヴェルの推薦のもと、 皇帝カール ジュネーヴ司教そしてサヴォワ公に仕えたのち、シャピュイはブルボン公 duc de Bourbon の大使としてグラナダにある 秀でていた彼は、 ン・ド・サヴォワ Jean de Savoie からジュネーヴ司教区の役人に任命された。スイス諸州の公式言語であったラテン語に トリノ大学時代のようである。下級聖職位を取得した後、一五一七年シャピュイはアヌシーに戻り、ジュネーヴ司教ジャ シャピュイの後の友人となるエラスムス D.Erasmus もこの大学で学位を得たし、シャピュイが人文主義者になったのも トリノTurin大学に入学し、ローマ法と教会法の博士号を取得した。トリノ大学はヒューマニズム研究が盛んな大学で、 ュイLouis Chapuysの次男として生まれた。ウスタッシュ・シャピュイは一五○七年一一月一○日にサヴォワ唯一の大学 ウスタッシュ・シャピュイは一四八九年頃サヴォワ Savoie 公国のアヌシー Annecy で、公証人であったル 五四四 五世の宮廷に赴いた。 五年夏の大使辞職後、 司教代理としてジュネーヴの政治問題に関わるようになり、 一五二七年五月六日ローマの掠奪の際にブルボン公が死んだ後、 一五五六年シャピュイはルーヴァンで死去した。 ーマ帝国大使として遣わされ、 シャピュイはルーヴァンLouvainに引退し、一五四九年アヌシーに中等学校をそして その後約一六年間在イングランド大使を務 その後司教座聖堂参事会員に任命された。 シャピュイは 王の イ・ 8 有給 たのであ 離 シャピ 婚問 の顧 題

れ以後キャサリンの利益を守ることを赴任目的の中心に置いたと言われる。 聖職者であり冷静な人物であったことによる。 かしマッティンリーによればイングランド駐在二年を経ずして、 と判断したらしい。 の離婚問題に対処できる、また教会人とはいえ世俗問題にも明るいシャピュイはイングランドの問題に柔軟に対応できる ンのよき相談相手となることが求められた。皇帝がシャピュイを大使に任命した理由は、 ヤピュイに、 和平を可能な限り保つこと、そしてイングランド王の離婚問題で王妃キャサリンの利益を守ることであった。そのためシ 、ャピュイがイングランドに大使として赴任する際、 法律的能力を駆使して離婚訴訟が行われているローマ在住の皇帝の代理人に情報を提供し、そしてキャサリ 一五二九年五月一九日大使としての信任状が出され、シャピュイは九月一日ロンドンに到着した。 皇帝はキャサリンの出身国スペインの者よりもサヴォワ人の方が冷静にこ 皇帝から与えられた使命は次の二つであった。 シャピュイはイングランドとの和平の困難を痛感し、 彼の持つ法律的学識とともに、 イングランドとの そ

ランドルやブルゴーニュ出身の青年たちを六人ほど雇用し、 かつての式武官スペイン人モントーヤ Montoya をはじめ、キャサリンの以前の使用人たちを雇用した。 任者たち以上に情報収集に努めた。 ほとんど期待できなかった。しかしシャピュイは、今まで以上にイングランドの情報を皇帝に通信することが重要である とではなかった。 五、六人のスパイを雇い、彼らを用いて宿屋の主人からロンドンを通過する外国人からの情報、 国側がイングランドにおける最大の情報源と期待していたキャサリンとの自由な接触はシャピュイにとって容易なご 軍事的準備の情報と並んで必須と考えたようである。シャピュイは情報システムを構築することに主眼を置き、 またシャピュイはモントーヤの他にも二人の英語に堪能な秘書を常に彼に同行させた。その上シャピュ またヘンリー八世の顧問官たちは皇帝の大使との交際に慎重であったため、 シャピュイはイングランド内での議会による措置、 大使館の職員の数を増やし、イングランド駐在二○年以上の経歴を持つキャサリンの 英語を学ばせ、 神学的議論を把握することが、 彼の代わりに宮廷にしばしば赴かせ、 宮廷から情報を得ることは トーマス・クロ 宮廷での動き、 シャピュイは 情報収 ームウ 対外

であったらしい。 ての情報を得た。マッティンリーによればこれら商人達からの情報は、スパイからの情報以上にシャピュイにとって有益 からの商人たちとも連絡をとり、 まな情報を集めさせた。またシャピュイはロンドンにいるスペイン商人組合員たちと接触するばかりか、ネーデルラント ル Thomas Cromwell の使用人から主人への訪問者名、またヘンリー八世の廷臣の馬丁から主人の馬の状態と、さまざ 金や武器の動きまたアントウェルペンに出入りするイングランドの代理業者たちについ

セル、 纂した大使たちの書簡の中で、「Chapuys の急送公文書に関する限りその内容に全翻訳を施した」と述べている。 を眺め報告してきたのであった。シャピュイが伝えるヘンリー八世の離婚問題の主な事項を時系列に沿って記すならば、 世の数度の離婚、 のことであった。 ンに到着した一五二九年九月一日から始まっている。それは教皇特使カンペジョ Campeggio とウルジーによるロ(エワ) 過を知る上で極めて貴重な史料であると言えよう。シャピュイから皇帝へのロンドンからの書簡は、 のである。ガヤンゴスは彼の前任者ベルゲンロス G.A.Bergenroth の死により、カール五世時代のイングランドとスペイ の教皇特使法廷がヘンリーの結婚解消の訴えを審理未了のまま閉廷し、 あることを知った。そしてそのオリジナルを調査し、暗号解読し、英語翻訳して活字化した。ガヤンゴスは自ら集め、 ンとの交渉に関わる史料の編纂を引き継いだ。ガヤンゴスはシマンカス Simancas 、バルセロナ、マドリード、ブリュッ シャピュイの書簡に表されたヘンリー八世の離婚問題の内容に関して言えば、その記述は非常に詳細で、離婚問題の経 本稿で直接の史料として用いた Spanish Letters,vol. iv, part ii はガヤンゴス P.Gayangos により一八八二年編集されたも リール Lille の文書館以外にウィーンのハプスブルグ帝国の文書館にもカール五世の大使たちのオリジナル書簡 シャピュイはヘンリー八世の死(一五四七年)の二年前までイングランドに滞在し、その間ヘンリー八 結婚やイングランド教会のローマ教皇庁からの離反、 法廷がローマ教皇庁に引き上げられた一月ほど後 修道院解散といったイングランドに於ける大事件 シャピュイが ロンド ンドン 編

王の離婚に関するイングランドとローマとの交渉、イングランド議会での離婚問題についての討論、

ウルジーの失脚、キ

John Fisher とトーマス・モア Thomas More の処刑、キャサリンの死と埋葬、アンの処刑、 義の浸透、 Thomas Cranmer のカンタベリー大司教就任、 大使が見聞きし報告したことを具体的に見ていくことにしよう。 アJane Seymour との結婚、修道院解散、イングランドと帝国との同盟締結交渉、 ブーリン Anne Boleyn との結婚、 ヤサリンの置 恩寵の巡礼問題であり、 国王至上法の発布、イングランドにおける暴動の気配、 か ヘンリー八世とフランソワー世 François I とのブーローニュ Boulogne 会談、 れた悲惨な状態、 ヘンリーの離婚問題のほとんど全般に関わることである。以下では上訴禁止法にしぼって 王女エリザベス Elizabeth の誕生、 初年度収入税上納禁止法の制定、 上訴禁止法制定、ヘンリー八世のキャサリンとの離婚、 ロチェスター Rochester 司教ジョン・フィッシャー 王位継承法の発布、イングランドにおけるルター主 聖職者の服従、 ヘンリー八世自身の宗教改革に対する カンタベリー大司教ウォーラム ヘンリーのジェーン・シーモ トーマス・クランマー ヘンリーとアン・

第二章 帝国大使の伝える上訴禁止法

第一節 上訴禁止法に対する評価

年春に議会を通過した上訴禁止法の方が、イングランドの主権国家理念を最も早く明確に定義したものとして注目される(空) Church of England called Anglicana Ecclesia と解され、 ナ・エクレシアとよばれるイングランドの教会の地上に於ける唯 イングランド宗教改革に関する制定法の中で一五三四年の国王至上法 Act of Royal Supremacy の持つ重要性は 国王至上法は 「わが元首である国王およびこの国王を相続し、 認められ、 見なされるものとする」と述べているが、 一最高の首長 the only Supreme Head in Earth of the かつ継承する本王国の諸王は、 アングリカ 現在では前 周知のこ

問題が経過する中で生じてきた制定法である。 則規定を設けてイングランド国外の法廷(具体的には教皇庁)に直接上訴することを禁じたもので、ヘンリー八世の離婚 世俗の裁判ばかりでなく教会裁判に於いても最終的な決定権は国王にあることを定めた。具体的には死罪をも含む罰 国王至上法はそれの確認として理解されることが多い。上訴禁止法はイングランド王国を帝国であると明示 49号

ようになり、

るイングランドの政策にとって直接の影響をほとんど与えることはなかった」と述べ、特にこの法のその後に与えた意義 書にも現れてこないので、 革に於いて最も中心的なもの、そしてそれはクロムウェルがその民を連れてルビコン川を渡らせようとした時、 家を意味する」と主張する。またディキンズ A.G.Dickens は「イングランド宗教改革の全法の中で、® 「この Empire という語はここで登場し、イングランドの政治語彙に重要なものとして追加されたが、その後のどの公文 ていたが、 握った幟であった」としてこの法を評価している。しかし中世史家であるハリス G. L. Harriss はこの語は中世でも使わ 三月にかけて通過したこの上訴禁止法は最も画期的なもの、その原則の提示に於いて最も明確なもの、ヘンリーの宗教改 という語に注目し「この Empire は一つの政治的単位、外国の勢力から解放された自由な自主独立の国家、 上訴禁止法の意義を強調したのはエルトン G.R.Elton である。エルトンは上訴禁止法の序文で用いられている Empire 限界を持ち続けたものであることを強調し中世との連続性を主張する。(空) ほとんど消滅してしまうためにデヴューしたようなものである。そしてこの法はロ スカリスブリック J.J.Scarisbrick も 一五三三年二月から つまり主権国 ーマに対す 彼が手に

Aragon の序で上訴禁止法に関して次のように述べている。「上訴禁止法や国王至上法はイングランド国家の独立を宣言し、 法の断固たる強制により市民革命なしに成し遂げられたものである」と。一方マッティンリーは上訴禁止法制定をキャサ イングランド帝国内での外国の司教、 またシャピュ イの 書簡研究関係で言えばフルードとマッティンリーがおり、フルードは The Divorce of Catherine of 君主、 主権者の干渉を排したものである。・・・・・・この力強い革命は議会の行為、

ていく間、 ほとんどの研究者がこの上訴禁止法を革新的なものとして受け止めている。以上、見てきたように上訴禁止法に関 リンの離婚問題の経過の中のひとつの出来事として述べており、特に上訴禁止法に注目しているわけではない。 (5) れまでの議論は、 帝国大使シャピュイがこの上訴禁止法に関する情報をどの程度把握していたのか、 いずれにせよ国制史的観点からなされることが多かった。本稿ではこの上訴禁止法案が議会で可決され どのような視点からこの法 日本では するこ

第 一節 帝国大使の伝える上訴禁止法

に注目していたのかを彼の書簡の分析から具体的に探りたい。

開始された議会の第五会期で上訴禁止法案が議会に提出され、クロムウェルの影響下、 題が議論されており、 する一五三三年一月から同年三月一五日までのイングランド内の動きについて述べておきたい。一月ヘンリー八世は れたのであった。 の結婚が正当であることを立証する必要があった。議会(いわゆる宗教改革議会)では一五二九年以来ヘンリーの離婚問 ン・ブーリンと密かに結婚をし、 の法に最初に触れているのは一五三三年三月一五日の書簡である。シャピュイの書簡を示す前にヘンリーの離婚問題に関 (一五三三年一月から六月) の全書簡一七通中七通である。 Spanish Letters に収録されているシャピュイから皇帝に宛てた書簡の中で、上訴禁止法を扱っている書簡はこの時 一五三二年からはトーマス・クロ 一月末にはアンの懐妊を知ったとみられる。ヘンリーは正嫡の後継者を持つためアンと ムウェルが政治的発言力を増してきた。 本稿では上訴禁止法に関する記述が多い五通を紹介する。こ 四月の第一週にこの法案が議決さ 一五三三年二月四 Ħ から ア

(1) シャピュイから皇帝に宛てた書簡 五三三年三月一 五日②

「昨日と今日、議会で制定法に関する議論がなされました。 その法はこの王国では教皇がいかなる権利も権威も司法権

悪くなってしまうでしょう。

ているように、

も持っては

使者が来英した話。 の王の賞賛。 する教皇の態度への王の不満。またかつての教皇たちのイングランド王に対する態度への不満。 フォ の出発やドイツ国内の混乱状態についての王の意見。 る司祭に王とアンとの結婚を支持する説教を行わせている話。 この部分は一三段落中一〇段落目に書かれ ド卿 Lord Rochford がフランスに派遣された話。 ⑧上訴禁止法の問題。 ⑩スコットランドの持つ戦艦の数。 ⑨プロテスタント系ドイツ諸侯のイングランド王への支持を伝えるため、 てい る。 ⑤王の離婚問題に対する皇帝の態度への王の非難。 この書簡に記され、 ①教皇の姪とオルレアン公との結婚問題 ③王とフランス王とが親密であること。 ②スコットランド問題のため (アンの兄弟である) た内容は、 順に以下の一 ⑦フランスの富と権力へ ④皇帝の ○項目である。 6離 ボローニャ ドイツから ① 王 口 ツ が あ

この法案の実効をイングランド王が本気で狙っているわけではない、むしろイングランド王と取引することにより成立を 成立を王が 話題が中心であり、 おらず、 るのは、 この書簡には上訴禁止法案が議会に提出されたことが示されてはいるが、 名称も出てこない。この書簡に於いては⑤と⑥の部分の記載が多く(全体の半分以上)王の離婚問題につい 教皇がこのイングランドで権威や司法権を失うということであり、 強く望んでいることである。 上訴禁止法に関する記述 シャピュイはこの法の趣旨を既に把握していたと思われるが、 8 もこの関連で述べられている。 上訴禁止法に関してはわずかしか記載され そのような結果を伴うことになるこの法 この法に関してシャピュイが注目して まだこの時点では ての

V

ピュイがイングランドの通商の妨害という帝国にとっても経済的損失になるであろう手段をも考慮にいれていたことは 阻止することが可能なものとして捉えていた。シャピュイは教皇がまず王妃の訴訟に判決を与えることで、この王側が企 てた政策を回避できると考えていた。やはりシャピュイはこの法を王の離婚との関係で見ていたといえよう。 しかしシャ

(2)シャピュイから皇帝に宛てた書簡 一五三三年三月三一日 ⁽²⁸⁾

彼が当初からこの問題を軽視してはいなかったことを示すものとして興味深い。

ここでははっきりと上訴禁止法案が議会に提出されたことが述べられ てい

とに対して適用されるだけではなく、既に始められている訴訟に対してさえ効力を発揮するということであり、 宗教的なことであれ、結婚に関するものであれ、どのような問題に関してもここイングランドからローマに上訴すべきで べきであります。教皇はイングランドで自らの権威を確実に失うことになるでしょうから。そのことはキリスト教界にと の指 条項は王妃の問題に直接当てはまるのであります。信じがたいことですが、「もし王妃が王妃の上訴に執着するならば はない」と。そしてそれは財産没収の罰や反乱罪による投獄の罰をもって禁じられているのです。 の権威に反することも含まれており、それは次のような内容のものであります。「いかなる者もそれが世俗のことであれ 険を警告されていたにも拘らず、カンタベリー大司教任命の教皇大勅書 bull をイングランドに急送したこと)を悔悟す ·····教皇は誰よりもまずこのこと(教皇が今まで王の離婚訴訟に判決を出さずにきたこと、またイングランド王が教皇 ランドの宮廷では王側であれ王妃側であれ、 ってはスキャンダルに、そして王妃の訴訟にとっては損になりましょう。というのは議会に提出された法案の中には教皇 たちである)ノーフォーク公 the duke of Norfolk とサフォーク公 the duke of Suffolk は確信を持って断言しています。 「アン・ブーリンとの結婚式がイースター前かその直後に厳かに挙げられるだろうと言われています。・・・・・・・イング 示に従わずにイングランド国内で新しいカンタベリー大司教により王の離婚問題を終結させてしまうだろうという危 教皇は皇帝陛下を裏切るだろうとどの廷臣も公言しますが、特に またこの法は将来のこ (王の側 この法の

51

由は、 が生じるだろう」ということです。これに対し王側は「そのような危険はない。 イングランド人の生活の糧である毛織物貿易を妨害させようものなら、(イングランドで)何よりも恐ろしい暴動や内乱 教皇の権威に反するような法に同意することを拒み、 王は王妃から寡婦産を奪ってしまう(だろう)」と私は聞かされています。 (教皇に対してする)脅しや行いに同調するだろうから」と主張しています。」 「もし教皇が自らに対してなされた侮辱に憤り、この王国を教会分離的 schismatic と宣言し、この王国を破門して 正当な理由を述べてそれに勇ましく反対しています。 庶民院議員たちは諸々の理由を述べながら、 隣接する国々の君主たちも喜んで王が 最大の反対理

宮廷から帰国したこと。⑤王がハンブルグとデンマークに送った使節たちが帰英したこと。 王至上権を否認して処刑されたジョン・フィッシャー)だけであるということ。②上訴禁止法の問題。③来英しているス る。この書簡に記された内容は、 多くの書簡から判断すると、外交官としての使命感の強かったシャピュイは皇帝に第一に報告すべきことと思ってい タベリー大司教宛の教皇大勅書を待っているということ。また結婚に反対しているのはただロチェスター司教 めの一二年間は同一の暗号を用いていたことからしても、秘密保持のためシャピュイが送付のたびに記載方法を変えたと 容を書簡の最初に書き、また量も多く記載する傾向があった。またシャピュイは大使の職にあった一六年間のうち、 コットランド人にシャピュイが接触し、 んだイングランド船を攻撃したこと。⑦シャピュイが未払いの給料の支払いを皇帝に要請したこと。 この部分はこの書簡の七段落中一段落目と二段落目に属し、分量も前より多くなっている。 分量の増加とあわせてシャピュイが上訴禁止法問題をより重視することになったことのあらわれと理解でき つまり書簡が、重要な事項から順に記されていると考えるならば、 順に以下の通りである。①王はアン・ブーリンとの結婚を公式に認めてもらうためカン 皇帝への協力を促した話。④ロッチフォード卿が成果を上げることなくフランス 前の書簡と比して位置 ⑥スコットランドが商品を積 シャピュイが皇帝に宛てた (順番) が上が (のちに国 はじ

この書簡で注目すべきことは、議会で上訴禁止法案を通過させようというイングランド王やその側近たちの動向をシャ

ピュイがよく把握していることである。また上訴禁止法の内容、そして法案通過に反対するイングランド側の議員の態度 グランドでは教皇の権威失墜の危険性があるということ、そしてこれはキリスト教界にスキャンダルを生じさせるもので や反対理由、 あるということをシャピュイは教皇に対し警告を発しているのである。 ャピュイはもうこの時点に於いてはこの上訴禁止法を王妃の処遇に直接関わる問題としてかなり警戒していた。またイン それに対する王の説得内容もシャピュイがこの時期にはかなり把握していたことがここから読み取れる。

(3)シャピュイから皇帝に宛てた書簡 一五三三年四月一〇日(29)

ずべき死へと送られるべし」というものであります。(考えられるように)この計略は専ら王妃に向けられているのであ 容は、「どのような訴訟も、たとえそれが結婚の訴訟であろうともイングランド内で審理されるべし。いかなる者も決し がこの王国に て教皇に上訴してはならず、もし敢えて上訴しようとするならば大逆罪に問われるべし。また誰か王国外へ上訴をした者 提議に同意させ、(そのような法案を議会で)通過させるようにと、断固たる意志でもって強いています。この法案の内 て、王に対しこれを辞めるようにしつこく迫ったのですが、その甲斐はありません。王は議員たちに教皇の権威に反する 「今の議会に出席している議員達は、王が王自身をまた王国をも危険に晒すようなことをしていることを重く受け止 (教皇からの) 破門や聖務執行停止令 interdict を招くような事があれば、 その者は直ちに捕らえられ、

対する批判。 以上は)イングランドに対する戦争をおこすようにとシャピュイが皇帝に懇願していること。⑤シャピュイによるアンに ②王とアンとの結婚がイースター直後に行われるとのこと。それを王妃に知らせるということ。王妃は王妃の称号を剥奪 され王の監視下に置かれること。③王妃の利益を守ろうとしているロチェスター司教が収監されたこと。④(こうなった この部分はこの書簡の筆頭に置かれており、書簡に記された内容は、順に以下の通りである。①上訴禁止法について。 (神聖ローマ帝国にとっての) 最大の困難はフランス王の帝国に対する (軍事的) 攻撃であろうが、現在

ところフランス王にはその意志はなさそうだということ。またイングランド王はスイスの援助なくしては何も行動できな いだろうということ。⑥ スコットランドはイングランドとの和戦両方に備えていること。 (何にもまして)王妃の利益を守るべきであるというシャピュイの意見。⑦スコットランドから

帰英した教皇大使の話。

であった。 議会でヘンリーとキャサリンとの結婚は無効であることが決定され、一三日にアンは宮廷で王妃として公に宣言されたの タベリー大司教に就任し、 婚訴訟の判決を自らに委ねるよう王に願い、議会を通過したばかりの上訴禁止法によりそれが認められた。四月一二日 イングランドに於けるヘンリー八世の離婚問題は急速に進展し、一五三三年四月二日にはトーマス・クランマーがカン 四月の第一週には上訴禁止法案が可決された。四月一一日にはクランマーはヘンリー八世の離

動というよりも、 すよう懇願している。これはそれが記されているコンテクストからみると、上訴禁止法案可決に直接対応してとるべき行 られている(②)。またこの書簡全体は、王妃の利益をなんとしても守るべきであるという考えに貫かれている。このよ いる方策であると考えられる。シャピュイのそのような感情から判断しても、この時期シャピュイはこの上訴禁止法を専 れたのであろう。そして④で示したようにこの書簡の中で、シャピュイはいまや皇帝にイングランドに対する戦争をおこ 上訴も王国の法を犯す行為としてみなされる恐れを何にもまして最初に皇帝に伝えるため、この部分が書簡の筆頭に置か 上訴禁止法成立をトップニュースに持ってきたと理解できる。王妃がローマに上訴することを禁じられ、今までの王妃の うなコンテクストから考えると、王妃の置かれた状況を大きく転換させる事態として上訴禁止法を重視したシャピュイは が示されている。この書簡では、上訴禁止法に関する記述のすぐ後に王とアンとの結婚や王妃に対する苛酷な扱いが述べ 過、そして上訴禁止法が死罪をも含む罰則規定を伴う内容のものであることを法制定後数日を経ずして察知していたこと このように事態が進展する中でこの書簡が書かれたのであるが、この書簡には既にシャピュイが上訴禁止法案の議会通 王側の王妃に対する諸々の厳しい措置や王のアンとの結婚という事態に対応してシャピュ イが具申して

ら王妃の処遇に関するものとして捉えていたといえよう。

(4) シャピュイから皇帝に宛てた書簡 一五三三年四月一五日

この書簡には上訴禁止法に関する記述が二箇所見られる。

ドの慣習法に基づいて、王妃は王妃の訴訟を故国スペインで行う権利を主張されるでしょう。」 臣民とは呼ばれません。 王妃に関しては、 らである」これに対して私は言いました。「法は将来のことに関するものであり、遡及するものではありません。そして ない。というのは余はイングランドで判決を下させるつもりだからである。王妃の上訴はそれがこの王国の法に基づく場 下げたのである。双方にとって公平な場所でその訴訟を審理させ、判決を下させたらどうかという提案についても同意し れたことは余自らが申し出たことではあるが、教皇がかつてした約束に基づくものである。教皇は余にその訴訟をここ が王の義務であるということを私が述べると、王はしぶしぶそれまでの態度を改め、答え始めました。「二人の枢機卿 し王が王妃のことを自分とは関係がないと言われるのなら王妃は王の臣民ではなくなるからです。そうなればイングラン ては議論の余地はありません。しかし、王が主張されるようにもし王妃(キャサリン)が王の妻でないのならば、 合にのみ余はそれに同意する。最近上訴禁止法案が議会に提出されており、それに王妃も一臣民として従う義務があるか (イングランド)から決して(ローマに)戻すことはしないと約束していたのである。しかし教皇はかつての委託を取り (i) 「私 (教皇特使カンペジョやヨーク枢機卿ウルジー)に(王の離婚訴訟に関する)任務が(ローマに移管される前に)委託さ この部分は、この書簡の一五段落中五段落目に属し、比較的長い記述であり、 (シャピュイ) もし王妃が王の正式な妻であるとすれば、確かに臣民であります。この前提に立てば法また上訴に関 というのは、王妃はただ結婚されたためにここ(イングランド)に住んでおられるのであり、 が王(ヘンリー)を訪ねてきた理由、 また帝国大使ばかりでなく世のいと弱き者の意見を聞くの 王とのやり取りを正確に伝えるために長 王妃は 神聖ローマ帝国大使の見たヘンリー - 八世の離婚問題

くなっていると考えられる。この部分からはシャピュイが法的知識を駆使して、王妃のための議論を王と戦わせていたこ

王妃を称することを禁止したと告げたこと。そして王妃の収入が減らされたと説明したこと。⑤アンが既に王妃のように ていること。 をしていること。⑧スコットランドとイングランドとの和平に関してフランスの果している役割が少ないこと。 在のイングランド商人が王に戦争の可能性を尋ねたこと。フランドルでは皇帝の傘下にある商人たちが戦争に対する備え 振舞っていること。 ④ノーフォーク公が王妃キャサリンを訪ね、これ以上上訴をしないように説得しようとしたこと。王がキャサリンに対し がフランス王の助力を求めるつもりであると述べたこと。またスペイン人とフランドル人との通商について尋ねたこと。 がシャピュイは皇帝からの特命を受けて訪ねたのかどうか知りたがったこと。それに対しシャピュイが自分は皇帝から皇 ス王がヘンリーとアンとの結婚を祝福していること。⑩王妃の称号が the old widow princess に変えられたが、王女メア イングランドでの訴訟終結は困難であると述べたこと。王妃が上訴禁止法の適用を受けるかどうかを巡る両者の議 王が皇帝は王に干渉する権利はない、王の権威でその法(上訴禁止法)を通すつもりであると述べたこと。シャピュ 帝と王との友好関係を保つという任務、なによりも王妃の利益を守るという任務を与えられていると回答したこと。 ねたときの状況。 この書簡に記された内容は、 はまだいかなる称号も与えられていないこと。⑪イングランドの人々が、この結婚に対する皇帝の意見を知りたがっ ⑫王がローマに急使を送ったこと。 ②シャピュイによる王への抗議。王の離婚に対する非難。 ⑥王が既に結婚の準備を整えていること。 順に以下の通りである。①シャピュイが王妃に対する扱いについて抗議をするため王を訪 カンタベリー大司教を密かに任命したこと。 ③王との(後継者問題についての) **⑦フランドル** 9フラン また イが 王

で取り上げられているが新しい情報はなく、このようなコンテクストからするとこの時期シャピュイの関心は専ら王妃の 題に関する記述が九割以上を占めている。この上訴禁止法に関する記載もシャピュイの王への非難に続く議論 この書簡では、王妃に対する処遇についてシャピュイが王に抗議をしたことが筆頭に述べられており、 また王の離 <u>③</u> **Ø** 婚 中 問

問題であったといえよう。但し帝国大使はこの時点に於いてはこの離婚問題が帝国の通商またイングランドとフランスや スコットランドとの関係に及ぼす影響にも神経を配っていたことがここから読み取れる。

すつもりであるということを。王はその急使に自分の手紙以外を運ばせることを禁じました。本当のことがわかってしま 議会で教皇に反対して行われたことは人々の懇願に基づくものであり王の本意ではないということ、そしてもし王の結婚 うためです。 (ⅱ)「王はまさに今日ローマに急使を送りました。それは次のことを教皇に(弁明し)ほのめかすためでありましょう。 (議会で) 承認されるとしても(もし教皇が離婚問題に関しヘンリーに誠意を見せるのならば) 王はそれを全て取り消 皇帝陛下はこのような(イングランドの)事態を教皇に知らせ、(王の訴訟に)判決を下すように促がして

に対して、また王の 示していたことがわかる。 この部分は書簡の最後に追伸の形で書かれたものである (ローマでの離婚)訴訟の行方に対して上訴禁止法がもたらす影響を憂慮するという表向きの姿勢を 王にはまだこの時期、 教皇と全面対決する意志はなかったようである。 (⑫)。シャピュイのこのような推測が正しければ、 王が教皇

常にイングランド王や王国に友情を抱いており、王や王国の利益や名誉また安寧のため王の離婚問題に介入していると答 皇帝に対する 訟を巡る議論。 したこと。⑤王の腹心クロムウェルを通してその手紙に対する王からの回答。⑥王の重臣達とシャピュイとの王の離婚訴 法が適用される恐れがあるだろうというシャピュイの懸念。 (5) シャピュイから皇帝に宛てた書簡 まずこの書簡の内容は、 この書簡には上訴禁止法に関する記載が五箇所ある。 (軍事的)攻撃の気配を感じていること。④王妃の権利維持のためシャピュイが自らの意志で王に手紙を出 王の重臣達が皇帝のイングランドに対する姿勢を知りたがったこと。それに対してシャピュイが、 順に以下の通りである。 一五三三年 ①王妃のカンタベリー大司教法廷への召喚を巡り、王妃にも上訴禁止 五月一〇音31 ②王妃が出頭しない理由。 ③シャピュイがイングランド内で 皇帝は

助をするよう命令しているということ。アンの評判の低さ。 England である)フォックス博士 Dr.Fox による反論。皇帝がイングランド征服を計画しているという王国内で流布して されるべきであり上訴禁止法に逆らうべきではないとする(教会法学者であり、御下賜金係 Lord High Almoner of れる)ニース会談のためであろうというシャピュイの予測。⑨王がアンとの結婚に際し、イングランドの人民に財政的援 いる噂。⑦王の結婚が行われたこと。⑧ノーフォーク公がフランスに派遣されたのは、(教皇とフランス王との間で行わ えたこと。カンタベリー大司教によるヘンリーの離婚訴訟の終結に対するシャピュイの反対論。王国内でその訴訟が終結 ⑩王がローマに人を派遣し、ローマからも(キリスト教界全

はしなかった タベリー大司教法廷の前にキャサリンを召喚した。しかしキャサリンは教皇以外の者による判決を拒否し、出廷しようと 五月に入ると、五日にヘンリー八世はキャサリンのもとに王の代理を遣わし、キャサリン自身の権利を守るため、 体の)公会議のことでイングランドに人が送られたこと。

ために反乱罪となるのであり、 認識したばかりではなく、王妃の心の平安の源であるとともにキリスト教界の平和の鍵である皇帝の繁栄を知って喜びま とを)伝えると王妃は非常に喜び、慰められたようでありました。皇帝が自分のことに関心を払ってくれていることを再 した。王妃が上訴したり、抗議したり、あるいはカンタベリー大司教に嘆願したりすることは、議会を通過した先の法の カンタベリー大司教の決意を阻止したり、遅らせたりすることはできないことを悟って、王妃は上訴を断念したのであり (i)「私 (シャピユイ) が先月八日付の皇帝の手紙を受け取ってすぐに王妃のところに行き、(皇帝から手紙がきたこ 大逆罪を犯した罰を科されるのであります。そして昇天祭の朝に離婚の判決を出すという

第一に皇帝に知らせようとしていることがここからいえる。そして上訴禁止法に関する記述も王妃についての報告の中で この記載は、二○段落に分かれているこの書簡の筆頭に置かれているものである。 シャピュイが王妃の置かれた状態を

簡単にふれられているだけであり(①)、シャピュイはここでも王妃にどんな影響があるかという視点を中心に上訴禁止

法をみていたといえよう。

られて判決を出すのではないか、そして王の要求を支持してしまうのではないかと心配します。また同じ理由から王 上訴するべきではないと(自ら)考えてしまうではないかと思っています。」 る有罪判決を出させ、 を悪くする口実にするでしょう。また(王妃が従わないような)折には王妃を裁くことになる貴族たちに王は王妃に対す (ii) | 私 (シャピュイ)が見る限り、もし王妃が議会のこの法に従わなければ王は非常に喜び、 前述の法で定められた罰を王妃に受けさせるかもしれません。そして貴族たちは巧みな企てに乗せ (それを) 王妃の 扱

シャピュイが王妃の 取り上げられ、王妃の ることが読み取られよう。 これは三段落目に記載されているものである。王妃がカンタベリー大司教法廷に出頭しないため、 (ローマへの)上訴また王妃の今後の処遇にとって、この上訴禁止法が障害となることを懸念してい (既になされている) 上訴が取り消される恐れがあるということを述べた後 (②) に記されている。 裁判に訴える権利を

略を説明した時、(アン・ブーリンの父である)ウィルトシャー伯 the earl of Wiltshire は大変驚いて立ち上がり、 で述べられている破門の問題を国王顧問会議 King's Privy Council に集まった王の重臣たちに理解させようとしてその概(③) の者の)身体も財産も先の法によって没収されることになるだろう」その法のことを伯は王の命令で私に知らせようとし ャサリンを暗示していると思われる)、そのような者が書いたような手紙だ。この つぎのように言いました。「この手紙は非常におかしい。この王国内の誰か、もしかしたら重要人物かもしれないが (iii) 一私 (シャピュイ) が (王妃の権利を守るため) 自らの判断で王に宛てて書いた手紙の趣旨を、 (様な内容の) 手紙を書いた者は またその手紙 (+ 0) ぞ

この記載は一○段落目のもの(⑥)である。これは王妃のカンタベリー大司教法廷への召喚に対するシャピュイによる

ていました。」

応である。シャピュイの書いた手紙を読み、王に近いウィルトシャー伯が上訴禁止法のことを持ち出すことで帝国側

きを牽制しようとしたことがわかる。

いくつか述べておきました。また例えその法が有効であっても王妃には適用されえないし、適用されるはずもない、その (iv)「私(シャピュイ)は王に王や王の重臣たちが根拠としている法は有効ではないと話しました。そしてその理

理由は話しきれないほどあると話しておきました。」

を王に訴えたことを意味している。

いるとシャピュイが王に述べた後に書かれている。シャピュイがローマ法などの権威をもち出して、自分の主張の正当性 これは一一段落目に記載されている (⑥)。この記述はスペインやナポリの高位聖職者またパリ大学は王妃を擁護して

法を犯さないようにとまじめくさって私に懇願しました。その法文の写しをウィルトシャー伯は腕に抱えており、 遂に二人の判事 Judge(フォックス博士と教会法学者でウィンザー首席司祭であるサンプソン博士 Dr.Sampson) 大きな巻紙でした。」 重臣たちは既に述べた(このイングランドを混乱に陥れかねない)ような迷惑を考慮してほしいと再度私に頼みました。 (v)「私(シャピュイ)が自らの権限で行えることを実行すると主張したので、何度も返答や反論が繰り返され、王の それは が例の

彼がこの法に関して強く印象付けられたことは確かだろう。 るとシャピュイが感じていたことがここに示されている。シャピュイがこの法文を実際に見たのかどうかはわからないが、 の部分に出てくる記述である。王の重臣達が上訴禁止法を非常に重視し、これを帝国側への武器として用いるつもりであ これは一三段落目に書かれていること(⑥)である。これは国王顧問会議でのシャピュイと重臣たちとの議論 の終わり

以上 Spanish Letters 所収のシャピュイから皇帝に宛てた書簡の中でシャピュイが上訴禁止法について記述している箇所

ことをシャピュイは毛織物の取引に関すること以外は記載していないという点が挙げられる。実際当時、上訴禁止法がイ とはシャピュイはみなしていなかったことが窺える。のちにイングランドの主権を画する重要な制定法とみなされるよう これら一五三三年の帝国大使書簡の史料にはひとつも出てこないということである。シャピュイは上訴禁止法の趣旨を相 ドの情報の第一は王妃の権利が守られているか、王妃の処遇はどうなるのかということであった。それぞれの書簡に於け を示してみた。これらの史料からどのようなことが言えるのであろうか。当初から予想されたことではあるが、第一にこ(3) そうだとすれば、 う語を意図的に用いることがあったこと、そしてそれを帝国大使もすでに把握していたことをこの事実はよく示している。 ある。」という一節をシャピュイは既に載せている。一五三三年以前から既にイングランド側が Empire や Emperor とい(ミミ) てた書簡の中に、 陸側には上訴禁止法に込められた Empire の意図は伝わらなかったことは確かである。一五三二年二月一四日の皇帝に宛 になった上訴禁止法ではあるが、仮に一五三三年の時点で制定者側にその意図があったにせよ、 言及していない。シャピュイの報告は非常に詳細でまた量も多く、彼はイングランドの動きを十日に一度ぐらいの間隔で(3) 当把握しており、その法文がどのように表現されているのかをかなり具体的に記しているにもかかわらず、この語に全く る上訴禁止法に関する記述は全体からするとわずかに過ぎず、また上訴禁止法の内容について言及された部分もそのコン の一五三三年一 本国に通信している。Empire や Emperor の語のイングランド的含意について、この時点で帝国に伝えるべき重要な情報 テクストからするとこの王妃の問題との関連でのみ取り上げられている。第二にエルトンが指摘するEmpireという語は まさにこれと関連して第三に上訴禁止法がイングランド国内で、特に議員たちや聖職者たちに衝撃を与えた な面よりも、 月から一五三三年六月までの書簡に於いてシャピュイが最も関心を持ち、皇帝に伝えたかったイングラン 上訴禁止法に関する帝国大使としての関心の第一は、上訴禁止法がイングランドの主権主張宣言である ある博士がノーフォーク公に語った「結婚の裁判権はこの王国の皇帝 emperor である王に属するので むしろ上訴禁止法が与える具体的な影響に関心が向けられたであろうことは当然予測されるこ 制定当時は少なくとも大

お茶の水史学

人の国際的な視点であり、その点ではイングランドのEmpireに込めた含意は特別新規なものとはシャピュイに理解され 会談のことであった。外交使節であるシャピュイには当然のことかもしれないが、 との関係③イングランドとフランドルとの通商問題④イングランドとドイツ諸侯との関係⑤教皇とフランス王とのニース る。シャピュイの話題は王妃や王女の問題以外には①イングランドとフランスとの関係②イングランドとスコットランド イがこの時期に書簡の中で取り上げたイングランドの話題はほとんどがイングランドの対外問題であったということであ ングランド人に与える第一の影響は通商問題であるとイングランド側でも考えられたのであろう。そして最後にシャピュ 彼の視点はあくまでも神聖ローマ帝国

第三節 皇帝の上訴禁止法に対する反応

なかったのかもしれない。

それを受け取った皇帝側の反応はどのようなものであったのであろうか。皇帝 がとった措置を Spanish Letters に収録された皇帝 た皇帝からローマ駐在大使への書簡二通から見ていきたい。 シャピュイはこのように上訴禁止法を理解し、それをイングランドの情報として書簡で皇帝のもとに送ったのであるが、 (顧問) 会議の内容に関する文書、また Letters and Papers に収録され (顧問) 会議で議論され、そのような皇帝

(顧問) 会議での議論(37)

に関して皇帝とともに協議したこと。一五三三年五月末(第) 「バルセロナから出発したロドリーゴ・ダヴァロスRodrigo D'avalos に宛てて書簡を送るためイングランドの結婚問(%)

次のような点が考慮されるべし。一八年間王妃と明らかに結婚生活を送り、王位を継承すべき王女を得たのであるが、六 王が王妃との結婚を無効にし、アナ・デ・ブーランスAnna de Bulans(アン・ブーリンのこと)と公に結婚したので、

は ランド王のことに関して非常に冷淡で、ぐずぐずしている。王妃と王女はその訴訟手続きの間苦しむことになろう。 ト教界全体、 軍隊による手段は現在の状況を考えると危険である。 がある。 キャサリンと王女メアリーの権利維持のためこの会議でいくつかのことが決定されなければならない。しかし二つ問題点 であるように思われる。 ヤピユイは 「王妃に対する義務を果たすようイングランド王に対して皇帝が強く訴える必要があるのだろうか?」と聞くべきか。シ (皇帝の) (1)王は判決に従おうとはしないだろう。特にイングランドの先の布告のことを考えると。 「アナ(アン・ブーリン)が王妃や王女を足蹴にするのではないか心配だ」と書いてきているからである。」 私的な問題である。 特に帝国の領土を危険に晒すことになろう。 (公的な問題が考慮されなければならない。)・・・・・・イングランド大使に書簡を送って、 王は ・・・・・・・皇帝は王妃に対し責任を負う立場にあるのだが、 (他国の) 援助を受けるかもしれない。 (軍事行動は) (2) 教皇はイング キリス (2) (7)

こからわかる。

しかし大使の理解とは異なり、

王側が教皇の判決に従わないという意志を明白に表したものとして皇帝

会議は結局、イングランドへの軍隊派遣というシャピュイが要請した措置を採用することはなかった。

キャサリンの問題を皇帝の私的な問題と理解したことが重要である。

(顧問)

会議では受け止められていることが、こ

上訴禁止法はイングランド

この文書の「イングランドの先の布告」という表現が上訴禁止法をさしていると思われる。

49号

Letters and Papers の中ではこの五月末の皇帝 (顧問) 会議の報告に続いて二通の皇帝書簡が載せられているが、 はっき

りとした日付は記されていない。 以下にそれを紹介しよう。

2 カール五世からローマ駐在大使への指示

停止令が下されても)イングランドの人々は聖務執行停止令を敢えて遵守しようとしないだろうし、(イングランドの) 人民 大部分の者は離婚に反対しており、聖務執行停止令によって被害を蒙るべきではない。そしてネーデルラントにいる余の 対して与えられる)懲戒罰としては度を越えたものであり、それが下されないことを願っている。(というのは聖務執行 とを大使に告げる。迅速に裁判を行うことが最上の方法であると考える。聖務執行停止令は(教皇からイングランド王に (商人たち)も被害を受けるであろう。聖務執行停止令の下にある者は通商を許されないからである。」 「王妃キャサリンの(ローマ駐在) 顧問官や擁護者の集まりで審議に供するべく皇帝 (顧問)会議で議論されたこ

戦争を回避する政策を採ったことがここから読み取られる。 の内容から、 よい情報のみに基づき、 示からはシャピュイからもたらされた情報のうち(イングランド人は離婚に納得しないだろうという)皇帝にとり都合の ラントとの通商が損なわれることにイングランド人が納得しないだろうという皇帝の見解が示されている。 この史料には、イングランド王国の大部分のものが王の離婚問題に反対し、イングランド人の生活の糧であるネーデル 皇帝 (顧問) 楽観的な判断が皇帝と皇帝 会議の議論をうけて、皇帝はシャピュイのイングランドへの軍事介入に対する要請を顧慮せず、 (顧問) 会議で下されたことがわかり興味深い。そしてまたこの書簡 この皇帝の指

2 「カール五世から(ローマ駐在帝国大使)シフエンテスCifuentes とロドリーゴ・ダヴァロスへの指示_(42)

皇庁による王の離婚についての判決前にアンと結婚したという評判がローマで広まっているということについて書いてき あなたがたはイングランド王の離婚についての情報を既に得ている。 同様の噂がフランスでも立ったのであるが、余はそのことを三日前イングランド駐在大使の手紙から確認するまでは シフエンテスは王が教皇の譴責を無視して、教

最上の方法を考えるべし。それはイングランドの先の布告が、王とアン・ブーリンが聖務執行停止令にほとんど顧慮して に王の情婦を追い出させるための方法、またできれば教皇庁から託されている(イングランド)王国を王から取り上げる を主張することが良いのか、それとも王妃の権利を回復させることが最良なのかどうか(話し合うべし)。そしてまた王 を無効にするための最上の方法を考えるべし。既になされた決定(教皇に王の離婚訴訟の判決を早く下すように迫ること) において)王妃を弁護する者たちと協議すべし。そして王妃の権利維持のための、また(王の)アン・ブーリンとの結婚 信じたくなかった。(イングランド)大使はさらにキャサリンが王妃を称することを禁じられたということ、またその他 の詳細を付け加えて書いてきた。・・・・・・・ロドリーゴはできるだけ早くローマに赴き、シフエンテスとともに ないような恐れを抱かせるからである。」 (離婚訴訟

の居住地にのみ限るようにすること、イングランド駐在大使と協議して王妃や王女を守る方法を検討するように指示して フランドルとの通商が損なわれることを意味していると述べている。また皇帝は聖務執行停止令を一つの司教区または王 ること④フランス王からイングランド王が情婦と別れるように説得してもらうように教皇がフランス王に要請することを 示している。 (皇帝の軍事力) に訴える前に教皇自らが罰を科すことを考えること③キャサリンのイングランドからの出国を回避させ いる。また教皇に対して伝えるべき皇帝の意向として、①判決を出すこと②(イングランド王への罰として)世俗の武力 この文書には以下のような内容が続く。皇帝は (教皇による)懲戒罰がイングランドに科せられることは、 スペインと

てスペインとフランドルとの通商が損なわれることである。ここでも皇帝はあくまでも戦争を回避したいという意志を持 や王女の権威の維持や彼らの処遇に大変気を配ってはいる。 慮されないだろうという恐れを皇帝が抱いているからである。皇帝はシャピュイや皇帝 この上訴禁止法 (イングランドの先の布告) が重要視されるのは、この法により聖務執行停止令が王やアンによって顧 しかし皇帝の第一の懸念は、 (顧問) 聖務執行停止令や懲戒罰によっ 会議と同じように、 王妃

ピュイの書簡からイングランド王の結婚の事実を確認し、それにより皇帝の指示を決定したということが明らかにされ うことに起因し、 指示が示されている。 のを選択して受け入れていたという点に留意すべきである。 んじていたと考えてもよいだろう。しかしながら皇帝は、シャピュイのもたらす情報のうち、 っていたことが読み取れる。そしてこの書簡には、 る。この記述から皇帝が最終的な事実確認の権威付け手段としてシャピュイの伝達を利用し、 上訴禁止法制定によってそれが決定づけられたといえよう。またこの皇帝の書簡の中では、 それは直接にはイングランド王の結婚の事実そして王妃キャサリンが王妃の称号を剥奪されたとい イングランドに対する今までの対応を変えるべきであるという皇帝の 自身の判断に都合の良いも その点でシャピュ

法を特に重要問題として取り上げてはおらず、イングランド王の離婚問題に於けるひとつの出来事として本国に伝えてい はしなかったことをも語っているのかもしれない。 方はまた当時、 の法の制定をキリスト教界におけるスキャンダル、王妃にとっての損害として捉えていた。シャピュイのそのような捉え 止法がそれまでとは異なったローマとの断絶を示すものとしては捉えられなかったのではないだろうか。シャピュイはこ 止法は、王妃の処遇をめぐる問題以外にイングランドに於いて現実に大きな作用を及ぼしたものであったとは思われ 一五二九年以来イングランド大使を務め、諸々の対ローマ政策が案出されるのを眺めてきたシャピュイには、この上訴禁 王妃キャサリンの利益を守るというシャピュイの使命を考えると当然のことであるが、シャピュイにとってこの上訴禁 議会での反論を別にすれば、上訴禁止法制定がイングランド社会において特に大きな抵抗運動を生じさせ 同時期にイングランドに駐在していたヴェネチア大使もこの上訴禁止 な

りスペインとフランドルとの通商が損なわれるのでないかという経済的な問題であり、 たこの上訴禁止 (顧問) 法にかなり注目していたこともこの史料から読み取れる。 会議がイングランドのこの離婚問題に神経を尖らせていたのは明らかであるし、シャピュ しかし、 皇帝が第一に懸念したのは また教皇の権威が脅かされてキリ イが伝え

ても、 てはいない。 上訴禁止法に対する関心はキャサリンの離婚訴訟に対する関心、経済的問題、 スト教界の平和が乱されるのではないかという問題であった。皇帝はこの法により教皇の権威が損なわれることを憂慮し イングランドで教皇権が排除されるとまでは認識していなかったようである。 彼らにはこの法がイングランドの国制を大きく変えるものとの認識はほとんどされていなかったとこれらの 教皇や皇帝の威信維持以上のものは示され シャピュイと皇帝や皇帝の 顧問官の

おわりに

史料から言えるであろう。

らの史料が役立つことを明らかにし得たと考える。 う視点を重視し、Spanish Letters やLetters and Papers に含まれている帝国大使の書簡、 イングランド内で何が起こったのかに関する事実を明らかにしたり、事実の確認をするという観点で用いられるにすぎな に関する事柄を明らかにするという視点だけでとりあげられてきた。イングランド内に残された史料ではわからなかった、 簡を受け取った後、 ような点に注目していたのか、 全体の内容、 かった。しかし本稿では事実を明らかにすることよりも、 シャピュイが上訴禁止法をどのように受け止めて皇帝にイングランドの情報として報告したのか、またシャピュイの書 置かれた位置なども含め検討した。当時イングランドに赴任した帝国大使がイングランド内の 皇帝側がどのような反応を示したのかを見てきた。シャピュイの書簡はこれまで王の離婚問題の 何を本国に伝えることが重要と思っていたのか、そのような外からの視点を探るのにこれ 王の離婚問題が、 外国からはどのように見られてい 皇帝の書簡をそのコンテクストや 出 来事のどの たのかとい 事実

とシャピュイの書簡を受け取ったあと皇帝や皇帝 皇帝側は概してシャピュイの通信の内容を重んじていたようである。 (顧問)会議で取り上げられた問題の内容とがほぼ一致しているからで それはシャピュイの書簡中に示され 内

ている。また皇帝はイングランドの通商を妨害することをも望まなかった。皇帝側の政策はあくまでもイングランドとの(紫) ランドに対する戦争をおこすよう懇願したことは決して受け入れられることはなかった。皇帝ははっきりとそれを拒絶し 摩擦をできるだけ避けること、そしてそれを妨げない範囲でキャサリンを擁護する事であった。それはまたシャピュイが ある。けれども皇帝や皇帝 (顧問)会議の政策はシャピュイの要請とは大きく異なっていた。シャピュイが皇帝にイング

イングランドに遣わされる時に皇帝から与えられた使命と一致するものであった。

とからみると、 婚問題の解釈はより豊かなものとなることと信じる。 でいる。イングランドの外はこの時期イングランドをどう見ていたのか、この点を明らかにすることでヘンリー八世の離 使命に適う情報という制約はあるものの、 ても活発な活動を行っていることは明らかである。これらの活動を通じてシャピュイがもたらした情報は、大使としての とであった。 くる。当時の シャピュイの書簡と皇帝側の政策を見ていくと、そこに帝国大使シャピュイの果たした役割と彼の示した限界が見えて 一六世紀の他の帝国大使の書簡に比べ、シャピュイの書簡は送付回数もさることながら分量が非常に多いこ 駐在大使の第一の役目は情報をできるだけ集め、それを処理、選択して急送公文書として本国に送付するこ シャピュイはその任務を十分果たしたと言えよう。またシャピュイはキャサリンを守るという使命に対し 同時代のイングランド国内の視点のみからでは決して見えてこない部分を含ん

グランド・ヴェネツィア大使の書簡や在ローマ・イングランド大使の書簡の詳しい分析もすべきであるが、それは稿を改 のイングランドの情報がどのように伝えられ、またその情報が当時の人々の目にどう映ったのかを考察するには、 本稿では帝国大使シャピュイの書簡についての分析だけで終わってしまった。複雑な国際関係の中におかれてい 在イン

揾

- と彼らの活動を記述した。 ったかを謂べ、駐在大使として選ばれた者たちがした経験受容した政府がいかにして新しい外交を実践するようにな受容した政府がいかにして新しい外交を実践するようになる) G.Mattingly はこの書の中で常駐外交制度を(2)
- (☼) G.Mattingly, Eustache Chapuys and Spanish diplomacy in England (1488-1536): A Study in the Development of Resident Embassies. Ph.D.diss., Univ. of Harvard, 1935.
- (¬) G.Mattingly, Catherine of Aragon, NewYork, 1960.

- どのような意味を持っていたのかを考察した。かにした。そして外交職に就くことが各々の身分にとってかに見なったタイプの外交職へと振り分けられたことを明ら独自の才能や能力を備えているこれらのグループがそれぞうトリ、商人といった三つのカテゴリーに分類して考察し、は主論文の中で大使たちの出自を聖職者、俗人貴族やジェ(5) L.MacMahon, The Ambassadors of Henry VIII, Ph. D.
- (©) J. A. Froude, *The Divorce of Catherine of Aragon*, 1891, rep., 1970, London, pp.229-242.
- (►) G.Mattingly, *Renaissance Diplomacy*, p.121.
- (∞) 十七単杲の七型の世帯以壓ルトゼ州以G.Mattingly以 ☆№° G. Mattingly, *Renaissance Diplomacy*, pp.229-242.; *idem*, Eustache Chapuys and Spanish diplomacy in England (1488-1536) pp.194-218.
- (2) J.-G.Ritz, "Le Savoyard Eustache Chapuis", *Cahier d'Histoire*, vol. 11, 1966, pp. 163-175. Ritz ゼシャピューの鍵

コイの生年は一四八九年らしい。 一九世紀末まで残されていた墓碑から推定すると、シャピなおシャピュイの生年に関する史料は現存していないが、たことにより、シャピュイの研究を始めたと述べている。だことにより、シャピュイの研究を始めたと述べている。間に残されていたシャピュイから皇帝に宛てた八四通の書割の概略を示している。Ritz は彼の属するリヨン大学図書

- (1) Spanish Letters,vol. iv, part ii, p. 639, Kaiserlich und Königlch Haus-Hof-und Staats Arch. Wien. Rep. P. Fasc., c.228, no. 24. (但しオリジナルは未見。以下同様)
- (2) G.Mattingly, *Renaissance Diplomacy*,p.179.
- ていない。 報がシャピュイにとってより有益であった理由には言及し(1) *Ibid.*,p.234. 但しマッティンリーは、商人達からの情

やけ手であるブリュッセルの書記達はしばしば暗号解読に受け手であるブリュッセルの書記達はしばしば暗号解読にてしまった。フルールス Fleurus の戦い(一七九四年)のてしまった。フルールス Fleurus の戦い(一七九四年)のたれ、そしてその未完の写しはそのオリジナルと同様、今られ、そしてその未完の写しはそのオリジナルと同様、今られ、そしてその未完の写しはそのオリジナルと同様、今られ、そしてその未完の写しはそのオリジナルと同様、今はウィーンに保存されている。 P.Gayangos, Spanish Letters, vol.iv, part ii(1531-1533), London, 1882, rep., 1969, Introduction, pp. 26-27. 筆者はシャピュイのオリジナルの史料を参照しようとしたが、入手できなかった。

- 九五四年にかけて出版されたものである。 遺二巻を含める十五巻からなっており、一八六二年から一皇) P.Gayangos,Ibid.,p28. Spanish Letters のシリーズは補
- 19) 本稿で補助として用いた Letters & Papers vol. iv, arranged and catalogued by James Gairdener, London, 1882, rep., 1965. はヘンリー八世の全統治期間である一五〇九年から一五四七年までに出版されたイングランド国内外の文書を集めたものである。これは一八六二年から一九三二年にかりて Her Majesty's Stationery Office から Mr.Brewer と Dr.James Gairdener の編集、指導の下に出版されたものである。そして The Public Record Office(かつての the ある。そして The Public Record Office)

State Paper Office),the British Museum, オックスフォー State Paper Office),the British Museum, オックスフォー されているヘンリー八世統治に関する全国務文書と通信文されているヘンリー八世統治に関する全国務文書と通信文 よって活字化されたものである。エルトンによると一九世 よって活字化されたものである。エルトンによると一九世 は、国内篇と外国篇にわけることなく編纂されていた当時 は、国内篇と外国篇にわけることなく編纂されていた当時 の Letters & Papers の中にとり入れられた。G.R. Elton, The Practice of History, London, 1987, p. 90.

- u.Staats Arch.Wien.Rep.p. Fasc.,c225,No.16.
- 六二年、三頁 た.1. これは大野真弓の訳を一部変更して私訳した。大野真ら.1. これは大野真弓の訳を一部変更して私訳した。大野真ら「イギリス宗教改革と絶対主義――ヘンリー八世の国王月「イギリス宗教改革と絶対主義――へンリー八世の国王(18) The Statutes of the Realm, 25 Henry VIII, vol. iii, 1534,(18)
- (19) 上訴禁止法 The Statutes of the Realm, 24 Henry VIII, vol.iii, 1533, c. 12. は「そもそも種々さまざまな古い権威ある歴史書や年代記によって明らかに宣言され、そして示されたことであるが、このイングランド王国はインパイアールたことであるが、このイングランド王国はインパイアールたことであるが、このイングランド王国はインパイアー

Impire、そのように世界の中で受け入れられてきたのである。このインパイアーは至上の長である国王によって統治され、その国王は帝冠 Imperialle Crowne の尊厳と王の威容を呈するものである」(私訳)という有名な書き出しで始まる。(本稿は The Statutes of the Realm, William s. Hein & Co., New York, 1993を用いた。)しばしば指摘されるようにこの上訴禁止法の中で特に注目されるものはその序文の「このイングランド王国がImpire(Empire)である」という表現である。これの解釈を巡って論争がなされ、その中で、またそれに対するローマ側の反応の中で生じて来の中で、またそれに対するローマ側の反応の中で生じて来た法であるのだが、「イギリス憲政史上殊に一六世紀中最も重要な法令である(G.R.Elton, England under the Tudors, London, 1956, rep., 1992, p. 161)」とまで言われた。

(N) G.R.Elton, *Ibid.*, p.162.

そして司法権を有して全権を所有している一人の支配者にを与え、正義をもたらす完全なる力、卓越性、権威、大権、項での最高首長であり、世俗の王であり、全能の神から付域にわたり主権を有するものである。その国は、聖界諸事域にわたり主権を有するものである。その国は、聖界諸事はにわたり主権を有するものである。その国は、聖界諸事はにわたり主権を有して全権の正であり、全の全領にお禁止法)は、こうして以下のことを宣言した。即ちてルトンはまた同所で次のように述べている。「この法

を行うように認められているのである。」 を行うように認められているのである。」 body politic もしくは国家 nation であり、この法が示しているように、その各々(の構成員)は王国外からの干渉もいるように、その各々(の構成員)は王国外からの干渉もなく、その王国の聖界、俗界に於いてこの王の下で、正義なく、その王国の聖界、俗界に於いてこの王の下で、正義なく、その王国の聖界、俗界に於いてこの王の下で、正義なく、その王国の聖界、俗界に於いてこの法が示している。それは一方では聖職者と平信徒によって表記されている。この支配者はこの帝国 Empire のよって支配されている。この支配者はこの帝国 Empire の

- ($\overline{\sim}$) G.Dickens, op.cit, p.55.
- (2) P. Williams and G.L.Harriss, "A Revolution in Tudor History", *Past and Present*, no.25, 1963, p.9.
- (3) J. J. Scarisbrick, *HenryVIII*, p. 316.
- ($\stackrel{\sim}{\bowtie}$) J. A. Froude, The Divorce of Catherine of Aragon, pp. 10-
- (5) G.Mattingly, *Catherine of Aragon*, p. 365.
- たあの両者の友好関係に終止符を打つに至ったのは一五三大の真の中で「ローマとの断絶が初めて決定的となり、へいている。栗山義信は「上訴禁止法に関する一考察」『岐むている。栗山義信は「上訴禁止法に関する一考察」『岐している。栗山義信は「上訴禁止法に関する一考察」『岐している。栗山義信は「上訴禁止法に関する一考察」『岐上大学研究報告 人文科学』一一巻一号、一九六二年、上八世の国王至上法」の十七頁でローマとの断絶の志向性、一八世の国王至上法」の十七頁でローマとの断絶の志向性、大野真弓は「イギリス宗教改革と絶対主義――ヘンリス)大野真弓は「イギリス宗教改革と絶対主義――ヘンリス)大野真弓は「イギリス宗教改革と絶対主義――ヘンリス)大野真弓は「イギリス宗教改革と絶対主義――へンリスの両籍の方法を表表している。

リー八世治下におけるイングランド国教会の成立過程とそ 的エンパイア理念そのものを否定し、イングランドの新し を変更することによって、中世のカトリック教会的、 革の過程にあっては、教皇権の徹底的消滅への議会でとら の基本原理が含まれている」と記している。佐藤哲典は れた第一段階であって、その序文には、イギリス宗教改革 で、「この(上訴禁止法の)法令の発布はイギリス宗教改 大学人文論究』一二号、一九六一・一九六二 年、 ギリス宗教改革における上訴禁止法について」『関西学院 れるものがそれである」と述べ、川本宏夫は「十六世紀イ 重要な法令を持つことになる。史上「上告禁止法」と言わ 六六年、三三頁で「いったいローマとの決裂は、正確には る。越智武臣は『近代英国の起源』ミネルヴァ書房、 民国家の宣言を意図したことは明らかである」と語ってい 上に立っており、それが国王を唯一の支配の頂点とする国 止令は正しく中世的な国家観とローマ教会の支配の脱却の 僚」『西洋史学』五七号、一九六三年、三二頁で「上告禁 三年の「上訴禁止法」によるのではないだろうか」と述べ めて伝統的な用語を用いてはいるが、その用語の意味内容 「本法(上訴禁止法)序文は、 いつ訪れたのであろうか。越えて三三年春、我々はここに 特質について(2)」『立教高等学校研究紀要』一六号 国家体制を明示したといい得る」と述べている。 熊田淳美は「イギリス初期絶対王政下の議会と官 中世以来用いられてきた極 九二頁

七頁。 「長い一八世紀のイギリス』山川出版社、二○○二年、二 権が承認するように求めた(ものである)」と述べている。 実体をもつ政治社会であると宣明し、それを他の政体や主 実体をもつ政治社会であると宣明し、それを他の政体や主 法)法文は、イングランド王国およびイングランド教会は、 一九八五年、一○○頁。また近藤和彦は「この(上訴禁止

- (27) Spanish Letters, vol. iv, part ii, pp. 618-624. no. 1056, K.u. K. Haus-Hof-u. Staats. Arch. c. 228, no. 18. このオリジンの書簡は四月七日に皇帝の元に届けられたことが裏書さこの書簡は四月七日に皇帝の元に届けられたことが裏書されている。
- (28) Spanish Letters,vol. iv, part ii, pp. 625-628, no. 1057, K.u. K. Haus-Hof-u. Staats. Arch. c. 228, no. 20. このオリジナルは自筆で六頁に亘ってフランス語で書かれている。このルは自筆で六頁に亘ってフランス語で書かれている。このオリジナる。
- (2) Spanish Letters, vol. iv, part ii, pp. 628-632, no. 1058, K.u.K.Haus-Hof-u.Staats.Arch. c.228, no. 21.このオリジナルは自筆で七頁に亘ってフランス語で書かれている。この書館は四月二九日に皇帝の元に届けられたことが裏書されている。
- (\mathfrak{S}) Spanish Letters, vol. iv, part ii, pp. 635-645, no. 1061, K.u.

- K. Haus-Hof-u. Staats.Arch. c. 228, no. 24.このオリジナルは関準で一四頁に亘ってフランス語で書かれている。この書いる。
- る。 Spanish Letters, iv, part ii, pp.666-676, no. 1072, K. u.K. 単で一○頁に亘ってフランス語で書かれている。この書簡 単で一○頁に亘ってフランス語で書かれている。この書簡 のまりジナルは自
- (32) King's Privy council は通常枢密院と訳すが、ヘンリー八世の時代には時期尚早なので、ここでは国王顧問会議に出席したのは、「ウィルトシャー伯、エセックス伯 the carl of Essex、ロッチフォード卿、大蔵卿フィッツウィリアムthe Treasurer(Fitzwilliam)、財務官クロムウェルでのmptroller Cromwell、二人のイングランドの主席判事であるサンプソン博士とフォックス博士等」である。ノーフあるサンプソン博士とフォックス博士等」である。ノーフあるサンプソン博士とフォックス博士等」である。ノーフルーク公とサフォーク公はロンドン不在でこの会議に欠席している。Spanish Letters, vol.iv, part ii, p.669, no. 1072, K.u. K. Haus-Hof-u. Staats. Arch. c. 228, no. 29.
- (5)までのほかに二通載せられている。 る記述が含まれている書簡が本文中に挙げた(1)から(3) Spanish Letters には、シャピュイの上訴禁止法に関す
- (6) シャピュイから皇帝に宛てた書簡

73

テープ E

下三の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官たちは、私(シャピュイ)の出した手紙への「王の顧問官ないま」といる。

月二九日(7)シャピュイから皇帝に宛てた書簡 一五三三年五

六月三〇日に皇帝の元に届けられたことが裏書されていた。「王はわが王国の法により、アーサー王子(王の兄とれない。王妃が今持っている寡婦産をも減らしてしまうかもしれない。王妃がその法に従おうとしないから」と。」しれない。王妃がその法に従おうとしないから」と。」とれない。王妃が今持っている寡婦産をも減らしてしまうかもしれない。王妃がその法に従おうとしないから」と。「王妃の処遇についてノーフォーク公は次のように言いま「王妃の処遇についてノーフォーク公は次のように言いま「王妃の処遇についてノーフォーク公は次のように言いま

(2)

たことがわかる。がこの法を基準にしてこの離婚問題を解決しようとしていか触れていないのであるが、やはりイングランドの重臣達この(6)と(7)の記述は上訴禁止法のことにわずかし

- 禁止法の趣旨と内容が示されている。一頁)と四月一〇日付けの書簡(本稿五三頁)の中で上訴(34) 一五三三年三月三一日付のシャピュイの書簡(本稿五
- (%) Spanish Letters, vol. iv, part ii, p. 384, no.899, K. u. K. Haus-Hof-u .Staats. Arch. c.22, no. 6.
- (\mathfrak{S}) Spanish Letters, vol. iv, part ii, p. 626, no. 1057
- (37) Spanish Letters, vol. iv, part ii, pp. 650-656, no. 1064, British Library (以下BLと略す), Add, MS. 28585, f.264. このオリジナルは一二頁に亘りスペイン語で書かれている。 さまれている。また Spanish Letters, vol. iv, part ii, p. 656, no. 1065. の脚注によるとこの皇帝(顧問)会議は、グランヴェル主催で行われたらしい。
- め、皇帝から遣わされた。い。ローマでのキャサリンの訴訟で帝国大使を補佐するたカール五世の信任が厚かったということしか知られていな(38) スペインの D'avalos とよばれる町の出身の法律家で、
- たのかどうかは不明である。Spanish Letters には収録され(3) この箇所については、これがオリジナルに記されてい

入手中である。 れている。現在 Letters & Papers に収録されている史料をていない。Letters & Papers, vol. vi, p. 252, no. 568. に収録さ

- (4) Spanish Letters, vol. iv, part ii, p. 630, no. 1058.
- 今は失われてしまった文書のフランス語のカタログこのオリジナルは二頁で、「かつてブリュッセルにあり、このオリジナルは二頁で、「かつてブリュッセルにあり、4) Letters & Papers, vol. vi, p. 254, no. 569, Public Record
- マ帝国大使。 Pearer of Castille, 一五三三年四月からローマ駐在神聖ロー(42) Don. Fernando de Silva, Count of Cifuentes, Standard

Lettersにはこの史料は載せられていない。

(Catalogue)から」と注釈が付されている。Spanish

- としか記載されていない。 vol. ii,no. 33. この史料には「スペイン語で書かれたもの」
- (4) Calendar of State Papers and Manuscripts, existing in Archives and Collections of Venice, vol. iv, ed. Rawdon Brown, London, 1871, rep,. 1970. の中でも上訴禁止法のことについて在イングランド・ヴェネチア大使 Carlo Cappello は上訴禁止法案通過をヘンリーの離婚問題との Cappello は上訴禁止法案通過をヘンリーの離婚問題との関連でのみ見ている。「C. Cappello から総督に宛てた手紙」の中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努の中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力中で、「聖職者会議でイングランド人は毎日最大限の努力を開発している。

べている。ibid., vol. iv, p. 315, no. 867. でこの王国内で教皇への従順を引っ込めてこの問題を(自分としています。もし教皇が離婚に同意しないのならばインとしています。もし教皇が離婚に同意しないのならばインとしています。もし教皇が離婚問題を討論しています。そし力を重ね、精力を傾けて離婚問題を討論しています。そし

には書かれている。Spanish Letters, vol. iv, part ii, p. 658. 'No' が皇帝の自筆で記されていると Spanish Letters の脚注ンドに派遣しようという皇帝(顧問)会議の提案に対して(45) オリジナル史料には、抗議のため特別大使をイングラ

(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)